

官報

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段(33)五二一・五三九
官報課
直通電話九段(33)四九〇・五
定価一カ月二九〇円(郵送)

目次

政令

○中小企業金融公庫の商工組合中央金庫に対する貸付金の返済の日を定める政令の一部を改正する政令
〔政第二六四号〕 三五四

府令

○公正取引委員会の事務局に参事官を置く等の総理府令
〔総理第七一号〕 三五四

省令

○戸籍法施行規則の一部を改正する省令
〔法務第五一号〕 三五四
○耕土培養法施行規則の一部を改正する省令
〔農林第四一号〕 三五四

規則

○参事官に関する規則等を廃止する規則
〔公正取引委員第四号〕 三五八

告示

○町の境界変更の件
千葉県
〔総理第三五八号〕 三五八

○無線局について変更があつた件
〔郵政第八六七号ノ第八七〇号〕 三六六
叙任及び辞令

○防衛庁 三六八
○法務省 三六九
○外務省 三六九
○農林省 三六九
○通商産業省 三六九
○建設省 三七〇
○最高裁判所 三七〇

官庁報告

褒 賞

○紺綬褒章 三七〇
○紺綬褒章並びに賞杯 三七〇
○賞 杯 三七〇

産 業

○日本工業規格(船用銅鋼 20kg/cm^2 玉形弁等)確認等
〔運輸省〕 三七〇

国家試験

○昭和三十一年公認会計士試験第二次試験の合格者
〔大蔵省〕 三七〇
○公認会計士試験第三次試験受験資格検定の場所
〔同〕 三七〇

公 聴 会

○百貨店営業許可申請に関する公示
株式会社大浦具服店
〔百貨店審議会公示第一九号〕 三七二

地方自治事項

○一般乗合旅客自動車運送事業の免許申請について公聴会開催の公示
〔運輸省〕 三七二

地方自治事項

○議 会
三重県 三七二

○鳥根県行政組織規程の一部を改正する規則
〔鳥根県規則第六三三号〕 三七二
○人事異動
横浜市 三七二

公共企業体事項

○日本国有鉄道組織規程の一部を改正する件
〔国鉄公示第二九八号〕 三七二

公 告

○証票無効
〔大蔵省〕 三七二
○公示催告 三七二
○失踪宣告 三七二
○失踪宣告取消 三七三
○除権判決 三七四
○強制和議認可 三八二
○更生計画認可 三八三
○会社その他の公告 三八三
○広 告 三八四

正 誤

○地方自治法施行令の一部を改正する政令(政令第二五十三号)中訂正 三六八
○道路交通取締法施行令の一部を改正する政令(政令第二五十五号)中訂正 三六八
○漁港法により鳥取県の橋津漁港等の指定を取り消す件(農林省告示第三九十五号)中訂正 三六八
○職業安定法施行規則の一部を改正する省令(労働省令第二十号)中訂正 三六八
○叙任及び辞令(外務省)中訂正 三七〇
○接収不動産解除に関する公告中訂正 三七二

佐賀県昭和三十一年度 第一回交付公債	同
佐賀県昭和三十一年度 第二回交付公債	同
佐賀県昭和三十一年度 第三回交付公債	同
佐賀県昭和三十一年度 第四回交付公債	同
佐賀県昭和三十一年度 第五回交付公債	同
佐賀県昭和三十一年度 第六回交付公債	同
佐賀県昭和三十一年度 第七回交付公債	同
佐賀県昭和三十一年度 第八回交付公債	同

●大蔵省告示第百三十三号

外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第十四条第一項の規定により、両替業務を営むことについて次のとおり認可した。

名 称	業務の内容	営業所名	所在地	業務開始 期日	認可年月 日
株式会社 象彦漆器店	外国通貨の売買 及び外国から仕 入国通貨をもつて 表示された旅行 小切手の買入れ	株式会社 象彦漆器店	京都府京都 市左京区岡 崎最勝寺町 十番地	昭和三十 一年八月 十三日	

●厚生省告示第百二十三号

国立公園法(昭和六年法律第三十六号)第三条の規定により、磐梯朝日国立公園、日光国立公園、秩父多摩国立公園、富士箱根伊豆国立公園及び中部山岳国立公園の国立公園計画の一部を決定したので、その要領を次のとおり告示する。

右の計画の位置を表示した図面は、厚生省、都道府県関係各都府県庁及び関係各町村役場に備えつけて供覧する。

昭和三十一年八月十八日
厚生大臣 小林 英三

一 磐梯朝日国立公園	位 置
施設の種類	福島県耶麻郡北塩 宿舎(旅館) 原村大字柳原南黄 蓮沢山(長峰)
二 日光国立公園	位 置
施設の種類	群馬県利根郡片品 宿舎(山小屋) 村大字戸倉字中ノ 原(龍宮小屋)
三 秩父多摩国立公園	位 置
施設の種類	

庁、市町村分図は関係各市町村役場に 備えつけて供覧する。	
昭和三十一年八月十八日 厚生大臣 小林 英三	
一 阿寒国立公園	位 置
事業の名称	阿寒湖温泉 事業
事業の位置	北海道阿寒郡阿寒村阿 寒湖

●大蔵省告示第百三十三号

二 和歌山八幡平国立公園	位 置
事業の名称	青森県青森市大字荒川 道路事業
事業の位置	青森県青森市大字荒川 道路
三 陸中海岸国立公園	位 置
事業の名称	浄土ヶ浜水 道事業
事業の位置	岩手県宮古市浄土ヶ 浜七地割字白木(浄土ヶ 浜)

●厚生省告示第百二十三号

四 磐梯朝日国立公園	位 置
事業の名称	野 営 場
事業の位置	東京都西多摩郡奥 多摩町氷川長畑 富士箱根伊豆国立公園
五 日光国立公園	位 置
事業の名称	宿舎(ホテル) 豆町(石室崎)
事業の位置	静岡県賀茂郡南伊 豆町(石室崎)

五 中部山岳国立公園	位 置
事業の名称	中部山岳国立公園
事業の位置	富山県中新川郡立 山町芦峰寺ナ板 外十一国有林(美 松坂)
六 秩父多摩国立公園	位 置
事業の名称	秩父多摩国立公園
事業の位置	東京都西多摩郡奥多摩 町氷川長畑

七 富士箱根伊豆国立公園	位 置
事業の名称	石室崎宿舎 事業
事業の位置	静岡県賀茂郡南伊豆町 (石室崎)
八 中部山岳国立公園	位 置
事業の名称	立山美濃坂 宿舎事業
事業の位置	富山県中新川郡立山町 芦峰寺ナ板外十一国 有林

●大蔵省告示第百三十三号

九 大山国立公園	位 置
事業の名称	大山寺宿舎
事業の位置	鳥取県西伯郡大山町大 山寺宿舎
十 阿蘇国立公園	位 置
事業の名称	法華院野営 場事業
事業の位置	大分県直入郡久住郡町 大字有氏字九重山

●厚生省告示第百二十三号

十一 健康保険法(大正十一年法律第七十 号)第三十六條の規定により、昭和三十 一年七月二十六日のとおり三製製紙健 康保険組合の主たる事務所の所在地の 変更に係る規約の変更を認可した。	
昭和三十一年八月十八日 厚生大臣 小林 英三	
変更前 東京都千代田区丸の内二丁目 五番地	
変更後 東京都千代田区丸の内二丁目 六番地	

●農林省告示第百九十五号	
植物防疫法第十一條第一項の規定に 基き、輸出植物検疫規程(昭和二十五 年農林省告示第百三十一号)の一部 を次のように改正し、昭和三十一年九 月一日から施行する。	
昭和三十一年八月十八日 農林大臣 河野 一郎	

第二条及び第三条を次のように改め
る。

(栽培地検査事務の補助)

第二条 植物防疫官は、法第十條第三
項の検査を行うに当り、有害動物及
び有害植物に関する知識を有し、かつ、
当該植物の売買に利害関係のない
者に依頼して当該検査の事務を補
助させることができる。

(栽培地検査合格の基準)

第三条 法第十條第三項の検査は、左
の各号に該当する場合を合格とす
る。

一 輸入国の指定する有害動物又は
有害植物が存在しない場合

二 前号の有害動物及び有害植物以
外の危険な有害動物又は有害植物
が相当程度に存在しない場合

三 栽培地及びその周囲の状況が輸
入国の要求に適合する場合

第五條から第七條までを次のように
改める。

(包装材料として使用する土の検査
合格の基準)

第五條 包装材料として使用する土の
検査は、左の各号に該当する場合を
合格とする。

一 乾燥粉砕して三分目以下のふる
いにかけてある場合

二 落葉、細根その他の有機物又は
危険な有害動物若しくは有害植物
が混入していない場合

三 前各号のほか、輸入国の要求に
適合している場合

(腐敗しているものの除去)

第六條 植物防疫官は、法第十條第一
項の検査を受けようとする植物に腐
敗しているものが混入しているとき
は、検査に先立ち、その腐敗してい
るものを除去させるものとする。

(検査する数量)

第七條 法第十條第一項の検査は、植
物及びその容器包装の種類ごとに、
左の各号の数量について行う。但
し、その選別荷造が植物防疫官の指

示した方法により行われていると認められる植物又は第三号イ及びロに掲げる容器包装の検査にあつては、植物防疫官が必要と認める数量について行うものとする。

一 栽培の用に供する植物

イ 生植物及びその部分については五十パーセント以上

ロ 種子については十パーセント以上

ハ ゆりのりん茎については十パーセント以上

ニ 球根類(ゆりを除く)については三十パーセント以上

栽培以外の用に供する植物

イ たまねぎのりん茎及びばれいしよの地茎については二十パーセント以上

ロ 生果実については二十パーセント以上

ハ イ及びロに掲げる植物以外の植物については一パーセント以上

三 容器包装

イ 植物の場合には一パーセント以上

ロ 土の場合には二パーセント以上

ハ 植物又は土以外のものの場合には植物防疫官が必要と認める数量

第八条を削り、第九条を第八条とし、第十条を次のように改める。

(検査合格の基準)

第九条 法第十条第一項の検査(包装材料として使用する土の検査を除く)は、左の各号に該当する場合を合格とする。

一 輸入国の指定する有害動物又は有害植物が存在しない場合

二 前号の有害動物及び有害植物以外の危険な有害動物又は有害植物が存在しない場合

三 輸入国が輸入を禁止している植物又は容器包装が混入し、又は使用されていない場合

四 前各号のほか、輸入国の要求に適合している場合

2 輸出する植物又はその容器包装について輸入国が消毒を要求している場合における消毒の方法は、輸入国によりその基準が示されている場合を除き、輸入植物検疫規程(昭和二十五年農林省告示第二六六号)第四条に規定する消毒方法の基準によるものとする。

第十一条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(輸入国の要求している事項)

第十一条 輸入国が検査を要求している植物の種類及び輸入を禁止している

植物の種類及び輸入を禁止している

植物の種類及び輸入を禁止している

植物の種類及び輸入を禁止している

植物の種類及び輸入を禁止している

植物の種類及び輸入を禁止している

植物の種類及び輸入を禁止している

植物の種類及び輸入を禁止している

植物の種類及び輸入を禁止している

植物の種類及び輸入を禁止している

植物の種類及び輸入を禁止している

植物の種類及び輸入を禁止している

植物の種類及び輸入を禁止している

植物の種類及び輸入を禁止している

植物の種類及び輸入を禁止している

植物の種類及び輸入を禁止している

植物の種類及び輸入を禁止している

る植物等の種類並びに輸入国が検査その他に要求している事項は、書面に記載し、植物防疫所において縦覧に供するものとする。

第十二条第一項中「第八号及び第十号」を「及び第九号」に改め、同条第三項を削る。

●海上保安庁告示(航)第三十三号 航路標識の新設、改廃、その他の船舶等の航行に關して必要な事項を次のように告示する。

昭和三十一年八月十八日

海上保安庁長官 島田國次郎

(940項……973項)

★31年940項

日本沿岸 地方海上予報および地方海上警報放送時刻一部変更

記事 海上保安庁所屬の下記通所における地方海上予報および地方海上警報の放送時刻を昭和31年8月1日から変更した。

通所 呼出 周波数(MHz) 放送 時刻 放送 区域

第1管区海上保安本部通所(小樽) JNL A2 500 0735 北海道西方およびオホ

第2管区海上保安本部通所(釧路) JNN A2 500 0930 三陸沖

第3管区海上保安本部通所(横浜) JGC A2 500 0850 駿河湾から遠州灘に至る海上

佐世保海上保安本部通所 JNK A2 500 0735 九州西方海上

第101.7ページ—第102.12ページ—第103.10ページ—第104.20ページ—第105.9ページ—第209.17ページ—第457.7ページ—31年205項

出所 昭和31年7月27日付官報海上保安庁告示第12号

★31年941項(一時間係)*

北海道西方—天売島 燈台(新設)

記事 天売島燈台は消燈中のところ昭和31年8月6日復燈(燈質 閃白光、毎5秒に1閃、光速8.5M)を点燈した。

位置 44°25.2' N, 141°18.2' E. (燈位)

位置 燈位 燈光 220 燈記 F.L. 5 sec. 195 m. 8 M.

出所 燈位 燈光 220 燈記 F.L. 4 sec. 5 M.

★31年942項

本州北西部 奥保津—地蔵崎南方

記事 堤防標識

位置 堤防標識 堤防標識 堤防標識

位置 堤防標識 堤防標識 堤防標識

位置 堤防標識 堤防標識 堤防標識

位置 堤防標識 堤防標識 堤防標識

位置 堤防標識 堤防標識 堤防標識

位置 堤防標識 堤防標識 堤防標識

位置 堤防標識 堤防標識 堤防標識

位置 堤防標識 堤防標識 堤防標識

位置 堤防標識 堤防標識 堤防標識

位置 堤防標識 堤防標識 堤防標識

位置 堤防標識 堤防標識 堤防標識

位置 堤防標識 堤防標識 堤防標識

位置 堤防標識 堤防標識 堤防標識

位置 堤防標識 堤防標識 堤防標識

位置 堤防標識 堤防標識 堤防標識

位置 堤防標識 堤防標識 堤防標識

位置 堤防標識 堤防標識 堤防標識

★31年945項

本州北西部—舞鶴港 浮標廃止

記事 舞鶴港海路第1号浮標、同第3号浮標、同第5号浮標、同第6号浮標、同第7号浮標および「同サイ」浮標は昭和31年7月9日、10日および11日に各廃止した。

位置 舞鶴港海路第1号浮標 舞鶴港海路の北方約5.080m

位置 舞鶴港海路第1号浮標 舞鶴港海路の北方約5.080m

位置 舞鶴港海路第1号浮標 舞鶴港海路の北方約5.080m

位置 舞鶴港海路第1号浮標 舞鶴港海路の北方約5.080m

位置 舞鶴港海路第1号浮標 舞鶴港海路の北方約5.080m

位置 舞鶴港海路第1号浮標 舞鶴港海路の北方約5.080m

位置 舞鶴港海路第1号浮標 舞鶴港海路の北方約5.080m

位置 舞鶴港海路第1号浮標 舞鶴港海路の北方約5.080m

位置 舞鶴港海路第1号浮標 舞鶴港海路の北方約5.080m

位置 舞鶴港海路第1号浮標 舞鶴港海路の北方約5.080m

位置 舞鶴港海路第1号浮標 舞鶴港海路の北方約5.080m

位置 舞鶴港海路第1号浮標 舞鶴港海路の北方約5.080m

位置 舞鶴港海路第1号浮標 舞鶴港海路の北方約5.080m

位置 舞鶴港海路第1号浮標 舞鶴港海路の北方約5.080m

位置 舞鶴港海路第1号浮標 舞鶴港海路の北方約5.080m

位置 舞鶴港海路第1号浮標 舞鶴港海路の北方約5.080m

位置 舞鶴港海路第1号浮標 舞鶴港海路の北方約5.080m

位置 舞鶴港海路第1号浮標 舞鶴港海路の北方約5.080m